

家族や財産を守るため

耐震診断・耐震改修をしましょう！

東海地震は、約100年から150年の周期で繰り返し起こっている大地震です。

1854年の安政東海地震以来、150年以上が経過しており、「いつ東海地震が起きても不思議ではない」と言われています。

地震は
おっかないっピ！



耐震化の必要性

①あなたとご家族を守れるのはあなた自身です！

自宅が倒壊したら、あなたやご家族は命を落とすかもしれません。生きていても下敷きになれば、火災などから逃れることは困難です。

②まちの人々を守れるのもあなた自身です！

倒壊した自宅が道をふさいで、救急車や消防車が通れなくなると、多くの方が犠牲になるかもしれません。

③被災後のことを考えてみましょう！

命が助かって、自宅が倒壊したら長期間の避難所生活です。避難所では自宅のような生活環境は望めません。

心身にかかる負担も大きいといわれています。

お問い合わせは 笛吹市役所まちづくり整備課

計画指導担当へ TEL:055-261-3334

安心のための第一歩、それは耐震診断です。

ステップ1 木造住宅の耐震診断 自己負担0円！

木造住宅の耐震診断は、建物の地盤・基礎の状態・建物の形状・壁及びスジカ
イの配置や割合・建物の老朽度などから、地震に対する耐力を総合的に判断する
ものです。

- ・対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- ・申請者：対象住宅の所有者かつ居住者

「耐震性なし」と診断されたら…



ステップ2 木造住宅居住安心支援事業

笛吹市では、耐震診断の結果「耐震性なし」と診断された住宅を対象に、耐震
改修工事、耐震化建替などの補助事業を実施しています。

①耐震改修工事（設計費用含む）

補助率：10/10 補助金限度額：143万7千5百円

②耐震化建替工事（設計、除却費用含む）

補助率：10/10 補助金限度額：143万7千5百円

③耐震シェルター設置支援事業

補助率：10/10 補助金限度額：36万円

※その他、耐震改修後には、所得税・固定資産税の優遇措置が受けられます。

まずはご相談ください！